
プロジェクト リース

項目 単体財務諸表における適用

I. 本資料の目的

1. 本資料は、改正リース会計基準について、単体財務諸表における会計処理について分析を行うものである¹。

II. 問題の所在

2. 金融商品取引法に基づき提出される有価証券報告書に含まれる財務書類においては、連結財務諸表と個別財務諸表（単体財務諸表）の双方が含まれる。連結財務諸表と単体財務諸表の関係に関しては、我が国においては、以下のとおり、基本的に両者に同一の会計処理が用いられてきた。
 - 企業会計審議会が公表した会計基準で、両者で会計処理が異なるものはない。
 - 企業会計基準委員会が公表した会計基準では、以下を除き、両者に同一の会計処理が用いられてきた。これは、歴史的に単体財務諸表の積み上げとして連結財務諸表が捉えられてきており、また、投資家の意思決定の有用性について、連結財務諸表と単体財務諸表で異なる説明をすることは難しく、連結財務諸表と単体財務諸表とで、同じ経済実態に対し異なる考えに基づく会計処理を求める会計基準を開発することは適切ではないとの考えに基づく。
 - (1) 包括利益の表示
 - (2) 退職給付会計における未認識項目に関する取扱い
 - (3) 企業結合会計基準における段階取得の会計処理
3. これらを踏まえ、中期運営方針（直近では 2019 年 10 月公表）では、周辺諸制度との関係及び連結財務諸表と単体財務諸表の関係について次のとおり記載している。

¹ なお、以下では、国際財務報告基準（IFRS）第 16 号「リース」を「IFRS 第 16 号」、米国会計基準（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）の Topic 842「リース」を「Topic 842」、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」を「リース会計基準」、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を「リース適用指針」として表記している。

(4) 周辺諸制度との関係

会計基準を開発するにあたっては、基本的には、その会計基準を用いて作成された財務情報が投資家の意思決定にとって有用となるようにすることを目的とするが、ディスクロージャー制度において開示される財務情報は、分配規制、法人税法、金融規制（例えば、自己資本比率規制、ソルベンシー・マージン規制）などの関連諸法規や規制においても副次的に利用されるため、会計基準を開発する上ではこれらも考慮の対象となるものと考えられる。

(5) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係

これまで当委員会では、原則として、開発された会計基準が連結財務諸表と単体財務諸表の両方に同様に適用されるものとして開発してきており、今後も、その方針に変わりはない。ただし、単体財務諸表においては、関連諸法規等の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられるため、個々の会計基準の開発においては、これらを考慮の対象とし検討を行う。

4. また、例えば、最近開発した会計基準においては、収益認識に関する会計基準の開発の過程でも、単体財務諸表の適用に関する議論が行われ、企業会計基準第 29 号「収益認識基準に関する会計基準」の結論の背景には、次のとおり記載されている。

99. 連結財務諸表に関する方針を前項のとおり定めただうえで個別財務諸表の取扱いについて審議がなされた。審議の過程では、次のとおりさまざまな意見が聞かれた。

- (1) 経営管理の観点からは、連結財務諸表と個別財務諸表の取扱いは同一の内容とすることが好ましい。
- (2) IFRS 又は米国会計基準により連結財務諸表を作成している企業にとっては、個別財務諸表も、IFRS 第 15 号又は Topic 606 を基礎とした内容とすることが好ましい。
- (3) 個別財務諸表については、中小規模の上場企業や連結子会社を含むさまざまな企業に影響を及ぼすため、可能な限り簡素な定めとして、本会計基準の導入時及び適用時のコストを軽減すべきである。
- (4) 個別財務諸表における金額は、関連諸法規等に用いられ、特に法人税法上の課税所得計算の基礎となるため、法人税との関係に配慮すべきである。

この点、次を理由に、基本的には、連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めることとした。

- ① 当委員会において、これまでに開発してきた会計基準では、基本的に連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めてきたこと
- ② 連結財務諸表と個別財務諸表で同一の内容としない場合、企業が連結財務諸表を作成する際の連結調整に係るコストが生じる。一方、連結財務諸表と個別財務諸表で同一の内容とする場合、中小規模の上場企業や連結子会社等における負担が懸念されるが、重要性等に関する代替的な取扱いの定めを置くこと等により一定程度実務における対応が可能となること

5. これまでの審議において、別紙1の意見が聞かれており、収益認識会計基準における議論も踏まえると、改正リース会計基準に関する単体財務諸表の取扱いに関する論点は以下のとおり大別されることが考えられる。以下、各々について分析を行う。

- (1) 国際的な比較可能性
- (2) 関連諸法規等との利害調整
- (3) 中小規模の企業における適用上のコスト
- (4) 複数の会計基準を設けることの是非

III. 分析

国際的な比較可能性

6. 第425回企業会計基準委員会（2020年2月12日）の審議資料では、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することを決定した理由として、以下を記載している。

3. 会計基準の開発に着手するか否かを検討する審議の過程において、すべてのリースについて資産及び負債を認識することに対して、主に以下の懸念が聞かれた（一部略）。

- (1) 会計上の考え方（資産及び負債を計上することに対する懸念）
- (2) 適用の困難さに関する懸念
- (3) 事業モデルの実態を表さないとする懸念

4. 一方、以下の会計基準の開発に対するニーズが識別された。

(1) 国際的な会計基準と整合性を図ることは、財務諸表間の比較可能性につながると考えられること

(2) 格付機関など財務諸表利用者の現状の財務分析における実務においてもオペレーティング・リースに関する調整が行われており、資産及び負債の計上に関するニーズがあること

(3) 我が国における会計基準において、重要なオペレーティング・リースについて賃貸借処理に準じた会計処理を継続することは、重要な負債がオフバランスとなっているとの指摘を国際的に受ける可能性があり、我が国の資本市場及び我が国の企業の財務報告に対する信頼性に関するリスクが大きいものと考えられること

5. そのうえで、第405回企業会計基準委員会においては、第3項に記載した開発に対する懸念は識別されるものの、第4項に記載した国際的な比較可能性の確保、財務諸表利用者のニーズ、我が国の会計基準に対する信頼性の確保はいずれも重視すべきものと考えられることから、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することを決定した。

7. 前項のとおり、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することを決定した理由の一つとして国際的な比較可能性の確保を挙げているが、この点について、これまでの審議において以下の意見が聞かれている。
- (1) 国際的な比較可能性の確保は連結財務諸表に関連する事項であり、単体財務諸表には関係しないのではないか。
- (2) 欧米では、連結財務諸表と単体財務諸表で異なる会計処理が用いられているのではないか。
8. この点、財務諸表利用者が海外の財務諸表と比較する場合、株式価値を比較するために主に用いる財務諸表は連結財務諸表であると考えられ、単体財務諸表は補足的に用いることが想定される。したがって、前項(1)に記載されていることは一定程度理解可能であるが、国際的な比較可能性は、単体財務諸表への適用を検討するうえでの一要素にはなり得るものの、他の要素と合わせ総合的に判断すべきものと考えられ、国際的な比較可能性との関係のみで、単体に適用しないことにはならないものと考えられる。
9. 第7項の(2)については、欧米諸国の単体財務諸表において米国基準やIFRSの適用が要求されていないが、各々、以下の経緯によるものであると考えられる。

- (1) 米国においては、歴史的に、一般に公正妥当と認められる会計基準に従った財務諸表としては連結財務諸表のみが対象とされ、単体財務諸表への適用の議論そのものがない。
- (2) 欧州各国では、2005年よりEU域内における規制市場の上場企業の連結財務諸表にIFRSの強制適用が要求されることになり、イタリアなどでは単体財務諸表においてもIFRSが導入されたが、大半の国では、単体財務諸表については各国の自国基準(又はIFRS)に従うこととされ、連結財務諸表と単体財務諸表を分離することが余儀なくされた。

一方、わが国においては、企業会計審議会で会計基準を策定してきた時代から、単体財務諸表の積み上げとして連結財務諸表が捉えられてきており、両者で同一の会計処理が用いられてきている。

このように、連結財務諸表と単体財務諸表の関係は、各々の国における法制度の歴史的な経緯に基づくものであり、欧米の例をそのまま参考にはできないものと考えられる。

関連諸法規等との利害調整

10. 本件については、単体財務諸表が関連諸法規等の利害調整に関係しうるものとしては、以下が考えられる。
 - (1) 法人税法
 - (2) 分配規制
 - (3) 自己資本比率規制等
 - (4) 民法(賃貸借)等
 - (5) 法人企業統計

法人税法

11. 単体財務諸表においてリース会計基準を改正した場合、法人税法上の課税所得のベースとなる単体財務諸表の利益に影響を及ぼす。一般的には、会計処理と税務処理が一致するほうが、財務諸表作成者のコストは低くなるものと考えられる。ただし、税務処理は会計処理とは別個に定められるものであり、基本的には、会計基準を開発するうえで考慮することは難しいことが多いものと考えられる。

分配規制

12. 単体財務諸表においてリース会計基準を改正した場合、分配規制のベースとなる純資産に影響を及ぼす。税務処理と同様に、分配規制は会計処理とは別個に定められるものであり、基本的には、会計基準を開発するうえで考慮することは難しいことが多いものと考えられる。

自己資本比率規制等

13. 単体財務諸表においてリース会計基準を改正した場合、単体財務諸表で負債が増加することになり、重要性がある場合には自己資本比率規制、財務制限条項、格付け等に影響を及ぼす可能性がある。ただし、これらの事象は連結財務諸表でも起こり得るものであり、単体財務諸表固有の論点として検討すべき内容ではないものと考えられる。

民法（賃貸借）等

14. これまでリース契約に関して、以下の判例があり、これらの法律はファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を前提として法律上の解釈が行われている。これらの判例は、貸手に関連するものと考えられるが、借手においてファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分をなくした場合、論点となる可能性がある。

① 最高裁判例：平成7年4月14日民集49巻4号1063頁

ファイナンス・リース契約については、双方未履行契約の処理についての規定である旧会社更生法103条の適用はなく、リース会社が有するリース料債権は全額更生債権（更生担保権）として処遇するとされている。

この理由の一つとして、「ファイナンス・リース契約は、リース期間満了時にリース物件に残存価値はないものとみて、リース業者がリース物件の取得費その他の投下資本の全額を回収できるようにリース料が算定されているものであって、その実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するものであるから、右リース契約においては、リース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生し、リース料の支払が毎月一定額によることと約定されていても、それはユーザーに対して期限の利益を与えるものにすぎず、各月のリース物件の使用と各月のリース料の支払とは対価関係に立つものではなく」、「リース物件の

引渡しをしたリース業者は、ユーザーに対してリース料の支払債務とけん連関係に立つ未履行債務を負担していないというべきである」とし、ファイナンス・リース契約の経済的実質が金融取引であることを挙げられている。

② 最高裁判例：平成 20 年 12 月 16 日民集 62 卷 10 号 2561 頁

民事再生手続開始の申立てを解除事由としたフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約について、民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする部分は、民事再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効と解するとされている。

また、裁判官の補足意見として、内閣府令である財務諸表等規則におけるファイナンス・リース取引の定義（「リース取引のうち、リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、当該リース契約により使用する物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう」）を引用したうえで、「ファイナンス・リース取引は、経済取引の一種である以上、その法的性質を検討するに当たっては、企業会計上の取扱いを理解することが不可欠である。」としている。

15. また、これまでの審議において、以下のとおり、国際的な会計基準においてすべてのリースについて借手が資産及び負債を計上する論理が、我が国の賃貸借に関する法律と整合しないのではないかとの意見が聞かれている。

(1) IFRS 第 16 号では、借手が、すべてのリースについて資産及び負債を計上する論理について、借手はリース期間中に原資産を使用する権利を有し、貸手への支払義務があり、これらが資産及び負債の定義を満たすためとしている。また、リースがサービス契約と異なる理由として、以下を挙げている。

- リースにおいては、原資産が借手において利用可能となった時点で、借手が使用権資産を獲得し支配している。
- 貸手が原資産を借手に利用可能とした時点で、貸手は当該資産の使用権を借手に移転する義務を履行し、使用権を引き渡している（したがって、この時点で相互に未履行の契約ではなくなっている）。また、この時点で、借手は当該使用権に対する支払を行う無条件の義務を有する。

(2) 一方、以下の理由により、法律上、賃貸借という形式をとりながら、会計上、すべてのリースについて資産及び負債を計上することに違和感がある。

- ① 一般的な賃貸借契約では、貸手は、物件を引き渡しただけでは義務を果たしたことになるが、物件の引渡後にも修繕義務等を負い多少なりともリスクを負う。貸手がリスクを多少なりとも負担しているにもかかわらず借手が資産及び負債を計上するのは法律的に違和感がある。

同様に、借手は契約で定められた賃料を支払う義務があるが、貸手が義務を履行することが前提であり、無条件の支払義務ではない。

- ② 連結財務諸表上は、情報開示の観点でやむを得ないとしても、単体財務諸表については、法律上の考え方との齟齬がある点が気になる。

16. 第14項及び第15項の論点は、単体財務諸表固有の論点ではなく、連結財務諸表にも関係しうるものと考えられるが、事務局の分析は次回以後の専門委員会において提示する。

法人企業統計

17. 法人企業統計調査は、わが国における営利法人等の企業活動の実態を把握するため、標本調査として実施されている統計法に基づく基幹統計調査である。これまでの審議において、借手の会計処理のみ変更して、貸手の会計処理は現状どおりとする場合、同一の資産が貸手と借手の財務諸表に同時に計上されることによって、例えば、法人企業統計上、ダブルカウントになってしまう等の問題が生じるのではないかとの意見が聞かれている。
18. 2007年のリース会計基準改正時にも類似の問題が生じ、当局によりデータ収集の方法の変更により対応がなされた。今回、会計基準の改正がなされた場合においても、同様の対応が必要になる可能性はあると思われるが、会計基準の開発において考慮に入れることは難しいものと考えられる。

中小規模の企業における適用上のコスト

19. 単体財務諸表においてリース会計基準を改正した場合、中小規模の上場企業や計算書類のみを作成する会社法上の大会社等に対しても影響が生じることとなる。
20. この点、現在開発中の会計基準においては、簡素で利便性が高いとすることを開発の基本的な方針としており、また、今後、重要性に関する事項を議論する予定であり、これらにより一定程度のコストの削減が図られる可能性がある。

複数の会計基準を設けることの是非

21. 仮に連結財務諸表と単体財務諸表に異なる基準を適用する場合、借手の会計基準が2種類存在することになる。これらにより、以下の問題が生じる可能性があるものと考えられる。
- (1) 連結財務諸表と単体財務諸表とで適用される会計基準が異なることにより、本件においては、特に総資産及び総負債に重要な差異が生じる可能性がある。これらにより財務比率にも重要な影響が及ぶ可能性があり、財務諸表利用者における有用性に重要な影響を与える可能性がある。
 - (2) 連結財務諸表と単体財務諸表とで適用される会計基準が異なることにより、総資産及び総負債に重要な差異が生じた場合、グループ内各社及び連結グループ全体が同一の尺度で測られないこととなり、経営管理に影響を与える可能性がある。
 - (3) リスクと経済価値の移転に焦点を当てている現行基準の考え方と（借手について）使用権の支配の移転に焦点を当てている改正を検討している国際的な会計基準では、考え方に大きな相違がある。一つの経済事象について、複数の会計上の考え方があることを我が国における他の制度を含めた関係者に対して説明することは難しく、会計基準の信頼性に懸念が生じる可能性がある。
 - (4) 会計基準を改正する際など、会計基準を維持するコストが、連結財務諸表と単体財務諸表とで同じ会計基準を適用する場合と比べ増大する。国際基準に合わせる場合、借手と貸手の会計処理を異なる考えに基づかざるを得ないが、借手で2つのセットの会計基準を設ける場合、非常に複雑な体系となる。
22. なお、収益認識会計基準においては、従前の会計処理が企業会計原則における定めのみであったため、現行基準が存在する本件とは状況が異なり、結論も変わり得るものと考えられる。

まとめ

23. 本件に関する結論を出すためには、上記で分析した内容を総合的に判断する必要があるが、法律上の論点等、事務局の分析を提示していないものがあり、本資料では結論に関する事務局の提案を示しておらず、次回以後の専門委員会で提案する。本日は、上記の事務局の個々の分析についてご意見をお伺いしたい。

ディスカッション・ポイント

第 23 項に記載した点について、ご意見を伺いたい。

以 上

別紙1 これまでに聞かれた関係者の意見

参考人から聞かれた意見

1. 第86回リース会計専門委員会（2019年5月20日開催）の参考人（公益社団法人リース事業協会）から次の見解が示された。

リース事業協会が実施したアンケート調査により、仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合の財務諸表への適用方法について、次の結果が報告された。

- (1) 連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用：35.6%

理由：

- ・経営管理及び開示を考慮すれば、同じ会計基準の適用が望ましい。
- ・連結財務諸表作成の負担を減らすことができる。

- (2) 連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用：28.5%

理由：

- ・経営管理及び開示を考慮すれば、同じ会計基準の適用が望ましい。
- ・財務諸表作成の負担を減らすことができる。
- ・非上場グループ会社の個別財務諸表への適用は負担が大きい。
- ・国際的な比較可能性は確保されながら、税制改正への適用は回避され中堅中小企業に影響は及ばない。

- (3) どちらともいえない：34.7%

理由：

- ・連結のみ適用する場合と、連結・個別の両方に適用する場合の両方にメリット・デメリットがある。

アンケート調査結果を踏まえたリース事業協会の見解が次の通り示された。

- (1) 改訂基準の強制適用は連結財務諸表に限定し、個別財務諸表については任意適用とすることが有効である。
- (2) 「個別財務諸表について任意適用とする」ことにより、財務諸表作成者の負担を減じ、関連する制度との調整を容易にすることも期待される。
- (3) 我が国は会計と税制や法制との結びつきが強く、国際的な会計ルールの影響が、税制改正等を通じて中小企業等を含め幅広く及ぶことのないような制度設計が

必要である。

- (4) 上場会社等以外にも約 6 千社ともいわれる会社法上の大会社が日本基準を適用して個別財務諸表を作成することが義務付けられており、この点からの検討も必要である。
- (5) 「個別財務諸表について任意適用とする」ためには、現行リース会計基準を存置し、ファイナンス・リース取引については連結・個別とも現行基準を変更せず、オペレーティング・リース取引についてのみ新たな取扱いを定めよう。仮に連結財務諸表には強制適用したとしても、個別財務諸表については任意適用とすることが考えられる。

企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会で聞かれた意見

2. これまでの企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会における審議の過程では、主に次の意見が聞かれている。

法制度との関係に関する論点

- (1) オペレーティング・リースについては、いわゆる民法上の賃貸借契約が広く含まれると考えられ、我が国の法制度や法解釈上、ファイナンス・リースと異なる取扱いとなっている。オペレーティング・リースにおいては、目的物が引き渡された後も、貸手は借手に対して目的物を使用収益させる義務及び修繕義務を負うとされており、借手は、目的物の引渡しにより、無条件の支払義務を有するわけではない。

経営管理上の論点

- (1) 経営管理の観点からは、連結財務諸表と単体財務諸表の基準を一致させ、グループ内各社及び連結財務諸表を同一の尺度で比較できるほうが有用である。

IFRS との整合性の論点

- (1) 国際的な比較可能性は、連結財務諸表にのみ関連する。
- (2) 国際的整合性の観点からは、単体財務諸表にも適用することが望ましい。

適用上のコスト

- (1) 単体財務諸表にも適用される場合、計算書類のみ作成する会社法上の大会社や中小規模の上場会社の子会社等に対しても影響が生じる。税制を含めた様々な

関係諸制度との関係性から、結果的にこれら以外の中小企業にも影響が生じる可能性があるため、コスト・ベネフィットの観点から十分な検討が必要である。

- (2) 連結財務諸表と単体財務諸表で別の会計基準を作成する場合、2つの会計基準を正確に理解した上で運用することになるため、作成者の運用用上の負担が大きくなるのではないか。
- (3) リースに関する関係基準において、連結財務諸表と単体財務諸表の取扱いを分ける場合、認識及び測定のすべてに関わる点や、2つの会計基準を作成し維持することにつながる点で、包括利益や退職給付会計とは位置づけが異なる。

その他

- (1) 借手の会計処理のみ変更して、貸手の会計処理は原則不変とすると、同一の資産が貸手と借手の財務諸表に同時に計上されることによって、例えば、企業統計上、ダブルカウントになってしまう等の問題が生じる。
- (2) 財務諸表利用者の立場で考えると、債務の返済能力の評価においては、単体財務諸表に着目するため、情報の利用の観点からオペレーティング・リースがオンバランスされている方が望ましい。